



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2016 年 NO04 総 82 期

目 次

IP ニュース

- 最高人民法院は、中国知的財産権司法保護状況及び 10 大案件を発表した
- 「專利情報センターサービス連合」が北京で設立された
- 專利復審委員会は、無効案件の審査決定を即時発表

ビジネスニュース

- 2016 年1-3月中国対外直接投資額が 55.4%増加した

新法速達

- 最初差押法院と優先債権執行法院の差押財産の処分関連問題に関する返答
- 越境電子商取引の小売輸入税収政策に関する通知
- 全国社会保障基金条例

IPニュース

最高人民法院は、中国知的財産権司法保護状況及び 10 大案件を発表した

4月21日、全国知的財産権保護宣伝週間の「知的財産権司法保護浙江行」と題した記者会見が浙江省杭州市で開催された。最高人民法院の陶凱元副院長が出席し、2015年全国人民法院の知的財産権司法保護の全体状況を紹介した。

統計によると、2015年、全国の地方人民法院で新規に受理した知的財産権一審案件は130,200件、結審した案件は123,059件で、前年同期比それぞれ11.73%、11.68%増加した。そのうち、新規に受理した知的財産権民事案件は109,386件、結審した案件は101,324件で、前年同期比それぞれ14.51%、7.22%増加した。また、新規に受理した知的財産権行政案件は9,839件、結審した案件は12,926件で、前年同期比それぞれほぼ横ばい、123.57%増加であった。新規に受理した知的財産権刑事案件は10,975件、結審した件数は10,809件で、前年同期比いずれもほぼ横ばいであった。

関係者によると、2016年、全国の地方人民法院は、知的財産権審判の「三合一」（知的財産権に関する民事、行政、刑事案件を知的財産権審判廷が一元的に審理する方式）制度を全面的に推進し、民事、刑事及び行政審判を統合して、総合力を形成させる。

また、該記者会見では、2015年中国法院知的財産権司法保護10大案件及び50の典型的知的財産権案件が発表された。

全文：http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201604/t20160422_1264238.html

「専利情報センターサービス連合」が北京で設立された

4月18日、33社の各地方の専利情報サービスセンターが創立した「専利情報センターサービス連合」が、北京で設立された。国家知識産権局の甘紹寧副局長は、設立大会に出席し、祝辞を述べた。その中で、全国知的財産権サービス機構数が3.6万社に達し、知的財産権サービス業の年度営業収入が800億元余りに達したと述べた。

全文：http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201604/t20160420_1263378.html

専利復審委員会は、無効案件の審査決定を即時発表

国家知識産権局の専利復審委員会は、情報公開の適時性を向上させるために、そのサイトで「無効案件の審査決定の公表」という欄を開設する。該欄については、2016年4月26日より公式にオンライン実行する。

全文：http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201604/t20160420_1263375.html

ビジネスニュース

2016年1-3月中国対外直接投資額が55.4%増加した

中国商務部の沈丹陽報道官が、4月19日開かれた定例記者会見で明らかにしたところによると、2016年1-3月、中国の対外投資額の累計は前年同期比55.4%増の2617億4000万元(1元は約16.8円)となった。



沈報道官は「1-3月、中国の国内投資家は世界149の国と地域にある海外企業2726社に対して非金融類の直接投資を行い、その累計投資額は前年同期比55.4%増の2617億4千万元に達した。また3月当月の対外直接投資額は664億元で、前年同期比21.5%となっている。3月末までの対外向けの非金融類直接投資の累計投資額は5兆9千億元に達している」と述べた。

大まかな統計によると、1-3月の中国企業による海外合併買収(M&A)案件は合計142件、実質取引金額は165億6000万ドル(1ドルは約108.8円)となっている。うち海外融資は34%を占め、36の国と地域の15業種にわたる。三峡グループは約37億ドルでブラジルにおける2カ所の水力発電所の30年間フランチャイズを買収し、1-3月の中国企業による最大の海外合併買収案件となった。国や地域別にみると、中国香港への買収は35件(全体の24.6%)、米国への買収は30件(同21.1%)となった。また業種別にみると、製造業は27件(全体の19%)、情報伝達・ソフトウェア・情報技術サービス業は22件(同15.5%)、サービス業は19件(13.4%)となっている。

全文: <http://j.people.com.cn/n3/2016/0420/c94476-9047359.html>

新法速達

最初差押法院と優先債権執行法院の差押財産の処分関連問題に関する返答

最高人民法院が4月12日に『最初差押法院と優先債権執行法院の差押財産の処分関連問題に関する返答』を公布した。

当該返答の主要内容については下記の通りである。

1. 執行過程において、最初に差押、押収、凍結(以下「差押」という)を行う裁判所が差押財産の処分責任を負わなければならない。但し、その他の裁判所の執行プロセスに既に入った債権が差押財産に対して順位が優先する保証物権、優先権(当該債権を以下「優先債権」という)を有し、最初の差押日から既に60日を超過し、且つ最初差押法院が当該差押財産に対して競売公告を發布せず、又は換金プロセスに入っていない場合、優先債権の執行裁判所が当該差押財産を移送して執行することを要求できる。

2. 優先債権の執行裁判所が最初差押裁判所に要求して差押財産を移送して執行する場合、移送執行交渉書を発行し、優先債権の発効法律文書及び案件の状況説明を同時に添付しなければならない。最初差押裁判所は優先債権の執行裁判所の移送執行交渉書を受け取った日より15日以内に移送執行書を発行し、差押財産を優先債権の執行裁判所に移送して執行させ、当事者に告知しなければならない。

3. 財産の移送執行後、優先債権の執行裁判所が当該財産を処分し、又は継続して差し押さえる際、最初差押裁判所の移送執行書をもって関連手続きを行うことができる。優先債権の執行裁判所が移送の財産を代金に換算した後、法律で規定されている弁済順位により分配し、関連状況を最初差押裁判所に告知しなければならない。最初差押債権が発効法律文書の確認を経ない場合、最初差押債権の弁済順位に基づき、相応する部分を事前留保しなければならない。

全文: <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-19352.html>

越境電子商取引の小売輸入税収政策に関する通知

財政部、税関総署と国家税務総局等の3部局が3月24日に『越境電子商取引の小売輸入税収政策に関する通知』を公布した。

当該通知の主要内容については下記の通りである。

1. 越境電子商取引の小売輸入商品は、貨物に基づき関税と輸入環節の増値税、消費税を徴収し、越境電子商取引の小売輸入商品を購入する個人は納税義務人として、実際取引価格(貨物販売価格、運送料と保険料を含む)は納税価格として、電子商取引プラットフォームの企業又は物流企業は源泉徴収義務者とすることができる。

2. 越境電子商取引の小売輸入税収政策は其他国家又は地区から輸入し、『越境電子商取引の小売輸入商品リスト』の範囲にある以下の商品に適用する。

a. 全部の税関とネットワークを構築する電子商取引プラットフォームを通じて取引を行い、取引、支払、物流電子情報の3つの証明書の照合を実現できる越境電子商取引の小売輸入商品。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

b. 税関とネットワークを構築する電子商取引プラットフォームを通じて取引を行わないが、速達、郵政企業が取引、支払、物流等の電子情報を統一的に提供し、相応の法律責任の負担を承諾することができる入国越境電子商取引の小売商品。

3. 越境電子商取引の小売輸入商品毎の取引限度額は人民元 2000 元であり、個人年度の限度額は人民元 20000 元である。限度額以内で輸入越境電子商取引の小売商品に対して、関税の税率は暫くは 0% に設定する。輸入環節の増値税、消費税は徴収免除税額を取り消し、暫くは法定の納付すべき課税金額の 70% により徴収する。

また、単回の限度額、累計で個人年度限度額を超える単回の取引、及び納税価格が 2000 元の限度額を超える単独の分割できない商品は、一般貿易の方式により税金を全額徴収することも明確にした。

全文: http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201603/t20160324_1922968.html

全国社会保障基金条例

国務院が 3 月 28 日、10 日に公布の『全国社会保障基金条例』を正式発表した。

当該条例の主要内容については下記の通りである。

1. 全国社会保障基金理事会は、全国社会保障基金を慎重で安定的に管理し、国務院の批准した比率に基づき、国内外市場で全国社会保障基金を投資・運営しなければならない。全国社会保障基金理事会が全国社会保障基金を投資・運営する場合、安全性、収益性と長期性の原則を堅持し、国務院の批准した固定収益類、株券類と未上場の持分類等の資産種類及びその比率幅以内で資産を合理的に配置しなければならない。

2. 全国社会保障基金理事会が全国社会保障基金を委託投資する場合、法定条件に符合する専門投資管理機構、専門委託管理機構を選択し、全国社会保障基金の投資管理人、委託管理人をそれぞれ担当しなければならない。全国社会保障基金理事会は、公開、公平、公正の原則に基づき、投資管理人、委託管理人を選択して選任し、選任情報を発布し、専門家の評議を組織し、集団的に討論して選任結果を決定、公布しなければならない。

3. 全国社会保障基金理事会は、国務院の財政部署、国務院の社会保険行政部署に全国社会保障基金の管理・運営状況を定期的に報告し、財務会計報告書を提出しなければならない。国家は全国社会保障基金の監督制度を構築して健全化する。如何なる単位と個人は全国社会保障基金を横領、流用又は規則に違反して投資・運営してはならない。審計署は全国社会保障基金に対して少なくとも毎年 1 回の監査を行い、監査結果を社会に公布しなければならない。

全文: http://www.gov.cn/zhengce/2016-03/28/content_5059134.htm